

児童手当に関する手続きのご案内

引越しに伴う児童手当の手続きについて

手続きに必要なもの

3月・4月は引越しが多くなる時期です。引越しに伴う転入・転出等の届出とは別に、児童手当の受給者の方は手続きが必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

- ・ 請求者の健康保険証
- ・ 請求者本人名義の預金通帳
- ・ 印鑑
- ・ 保護者の個人番号確認書類
- ・ 窓口で手続きをする方の本人確認書類
- ・ 保護者（父母）の平成28年度（平成27年中）の児童手当用所得証明書（平成28年1月1日時点）

また、手続きが遅れると、手当の支給されない月が発生する場合があります。手続きは、必ず異動日（転出予定日）の翌日から15日以内に行ってください。

※次に該当する場合には、以下の書類が追加が必要です。

■ 転出（市外への引越し）

受給者の方が転出をされると市から支給される手当は終了となります。市での手続きは必要ありませんが、引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村にて手続きが必要となります。

■ 転入（市内への引越し）

他の市区町村から市へ転入をされた場合には、「認定請求手続」が必要です。手続きをされないとうちは支給されませんのでご注意ください。

公務員になったとき 公務員でなくなったとき

公務員の方は、勤務先より手当が支給されます。勤務先が変わり、公務員になったときや公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要となります。詳細は、こども福祉課へお問い合わせください。

※手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、異動日が月末に近い場合には、異動日の翌日から15日以内の手続であれば申請月分から支給されます（15日特例）。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなり、手続きは異動日の翌日から15日以内に行ってください。

児童手当の認定請求手続には ご家族のマイナンバーが必要です

個人番号確認書類

個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、児童手当の一部の手続をするためには、ご家族の個人番号が必要となります。

■ 個人番号が必要となる手続

「認定請求手続」

第1子の出生や転入等により児童手当を新規で申請する場合

※受給者と児童が別居する場合の「別居監護申立」の手続等でも必要となります。

■ 手続に必要なもの

- ・ 請求者（受給者）と配偶者の「個人番号確認書類」
- ・ 窓口で手続きをする方の「本人確認書類」

※請求者（受給者）本人以外の方が窓口で手続きをする場合には、「委任状」（法定代理人の場合は、「戸籍謄本」）が必要です。

※請求者（受給者）と児童が別居する場合には、児童の「個人番号確認書類」も必要となります。

個人番号確認書類

次の3点のどれか1つ
・ 個人番号カード（申請をした希望者のみに交付される顔写真入りのマイナンバーカード）

・ 通知カード（世帯に送付された紙製のカード）

・ 個人番号記載の住民票

本人確認書類

■ 1点で足りるもの

（顔写真付きの公的証明書）

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 在留カード 等

■ 2点必要となるもの

- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳
- ・ 年金証書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 母子手帳
- ・ 児童扶養手当証書 等

問い合わせ先

こども福祉課

☎ (32) 8903